



建設系 CPD 協議会 活動報告

-平成 26・27 年度運営事務局として-

(公社) 農業農村工学会 (以下「当学会」) は、平成 26～27 年度の 2 カ年間にわたり、加盟する建設系 CPD 協議会 (以下「協議会」) の第 6 期の運営事務局を、副事務局である (公社) 日本技術士会のサポートを受けて務めさせていただいた。事務局体制としては、会長に岩崎和己氏 (技術者継続教育機構長)、副会長に高木譲一氏 (日本技術士会専務理事)、専門部会長に今吉洋二氏 (農業農村工学会調査役)、専門副部会長に関口富男氏・宮元 均氏 (共に日本技術士会会員) に担っていただいた。

建設系団体の中において、当学会が運営事務局の任を与えられたことは大変意義あることであり、これもひとえに当学会の CPD 制度を利用いただいている個人登録者・法人登録者の皆様の、技術力向上活動に真摯に取り組まれている姿勢が他団体に高く評価されたものと、深く感謝をしています。

平成 28 年 4 月より第 7 期として運営事務局を (公社) 日本技術士会へ移行するにあたり、本稿を通じて CPD 個人登録者の皆様に協議会活動をご理解いただくことで、皆様の技術力向上活動の一助とされることを期待して、協議会活動についてのご報告をいたします。

1) 協議会設立の経緯と現在の構成団体

平成 7 年、アジア太平洋経済協力 (APEC) 地域内において技術者が自由に移動できるように APEC 技術者資格相互承認プロジェクトが提案されました。これにより、相手国で認定した資格と自国で認定した資格が同等であると見なされ、日本においては、技術士と一級建築士がその資格対象となりました。

平成 12 年に技術士法が大幅に見直され、技術士の資格向上 (継続研鑽=CPD: Continuing Professional Development) が努力義務となったことから、各技術分野で CPD 制度の運用が始まりました。

建設業では学会・技術士・建築士など、各分野の CPD 制度がまちまちになることによって技術者が不利益を被ることを避けるため、平成 15 年に制度の互換性と CPD 単位の品質確保、情報提供などを目的と

して建設関係の CPD 単位の認定団体で構成する本協議会が設立されました。協議会構成団体は設立当初は農業農村工学会を含む 10 団体 (1 団体退会) でしたが、年々加盟する団体が増え、平成 28 年度からは 18 団体となります。この他にも複数の団体から新規加盟に関する問い合わせを受けていることから、今後も協議会内の技術者ネットワークがより広がることが期待されています。

	団体名	加盟年度
1	(一社) 建設コンサルタンツ協会	平成15年
2	(公社) 地盤工学会	
3	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	
4	(公社) 土木学会	
5	(公社) 日本コンクリート工学会	
6	(公社) 日本技術士会	
7	(公社) 日本造園学会	
8	(公社) 日本都市計画学会	
9	(公社) 農業農村工学会	
10	(公社) 空気調和・衛生工学会	平成17年
11	土質・地質技術者生涯学習協議会	平成19年
12	(一社) 日本環境アセスメント協会	
13	(公社) 日本建築士会連合会	平成20年
14	(一社) 全国測量設計業協会連合会	平成22年
15	(一社) 全国上下水道コンサルタンツ協会	
16	(一社) 森林・自然環境技術者教育会	平成23年
17	(一財) 建設業振興基金	平成26年
18	(一社) 交通工学研究会	平成28年

協議会構成団体 (平成 28 年 4 月時点)

2) 各期の運営事務局と主なテーマ

協議会運営事務局は、設立当初の 5 年間にあたる第 1～2 期運営事務局は (公社) 土木学会が務め、その後は 2 年ごとに、第 3 期は (一社) 全国土木施工管理技士会連合会、第 4 期は (公社) 地盤工学会、第 5 期は (一社) 建設コンサルタンツ協会が担ってきました。

各期における協議会内での中心的な議題は、第 1 期～第 2 期は各構成団体の「CPD 制度の共通点」の確認、第 3 期～第 4 期は相互に協力できる部分を整理した「相互協力協定書」の見直し作成、第 5 期～第 6 期は新規加盟希望団体への入会審査でした。

また、平成 17 年度より協議会が主催するシンポジウムを計 7 回開催しましたが、そのテーマは、第 1 回～第 2 回は「CPD とは」「各団体の CPD 活動」、第 3

回が「国内外のCPDを取り巻く状況」、第4回以降は「CPD制度活用の現状と課題」などとなっています。

このように、協議会設立当初は「CPD制度の共通理解」や「CPD制度の周知」が話題の中心でしたが、次第にCPD制度が認知され、CPD利用が進んだことによって、現在では建設系の分野においてCPD制度がどのように活用され、今後に向けてどのような課題があるのか、が昨今のテーマとなっています。

3) 第7回協議会シンポジウムの開催報告

第6期協議会運営で最も大きな活動は、平成27年11月18日に建築会館ホールで開催した「第7回協議会シンポジウム」の企画・運営でした。

当日は「建設系技術者の継続教育を考える」を全体テーマに、第一部では国土交通省の富山英範氏(大臣官房 技術調査課建設技術調整官)より「公共事業における技術者評価の必要性と活用上の課題」と題してご講演をいただきました。さらに、第二部前半は、プログラム提供者の立場として吉田 充氏(日本都市計画学会)・猪熊 明氏(全国土木施工管理技士会連合会)の計2名から、プログラム利用者の立場として保田祐司氏(鹿島建設)・佐々木克尚氏(八千代エンジニアリング)・中野谷昌司氏(マンション計画修繕施工協会)・三宅信夫氏(山下設計)の計4名から、それぞれの立場での「CPD活動への取り組み事例」についての報告をいただきました。第二部後半は富山氏も交え「継続教育の現状・課題そして今後」と題したパネルディスカッションを行い、技術者個々の継続教育に向けた取り組みと利用者ニーズ・要望などについて活発な議論が展開されました。

富山氏からは、建設業界における担い手の中長期的な育成と確保の促進の重要性、発注者側の受注者を選ぶ能力の高度化と技術者の能力の見える化の必要性、国土交通省による民間資格を活用した「技術者資格登録制度」の取り組み状況、総合落札方式におけるCPDの活用状況、などについてご説明をいただき、今後のCPD制度は提供する側の「質と量の充実」、利用する側の「活発な参加」、発注者側の「インセンティブの充実」、これらがスパイラルして発展していくことが大事であるとの講演をいただきました。

事例報告では、「土木系社員への教育・育成・技術力の証明を目的にCPDに取り組んでいる。当初はCPD=応札条件と考え、自己研鑽と理解していない人

も多かったが、現在は自分の努力、頑張りを数値化してくれる制度と前向きに捉える人が増えてきた」、「長時間労働・低賃金・高齢化が課題である建設業界において、労働者のモチベーションを上げ、新しい技術を学ぶ意欲につなげていく効果を期待して、CPD制度を導入している」などの事例が発表された。

また、今回のシンポジウムでは新たな取り組みとして、参加申込者に対し「実施前アンケート」を取り、参加者の意見やニーズをできる限り講演内容やパネルディスカッションに反映しました。

4) 協議会運営事務局へ多かった「相互協力」の質問について

協議会の「相互協力協定書」の第2条に「構成団体は、CPD単位の付与に関して独自の教育分野や教育形態の体系を持っていることから、構成団体は相互にそれを尊重するものとする。」と記述していますが、「相互協力」の意味として「1構成団体が認めた記録は、他の構成団体でも同単位で認めるということですか」といった内容の質問が多くありました。

協議会の各構成団体は、それぞれ独自の技術分野とそれに携わる技術者を擁し、それぞれの認定基準によってCPD制度を運用しています。そのことから、ここでいう「相互に尊重する」とは、他の構成団体が認めた記録を自団体の認定基準に照らして自らの体系に従って単位換算するという意味であり、必ずしも同単位が認められるとは限りませんのでご注意ください。

なお、(公社)農業農村工学会技術者継続教育機構の認定基準では、①建設系CPD協議会のホームページ(<http://www.cpd-ccesa.org/>)の「プログラム情報検索画面」に掲載されていること、②記録の申請とともに「受講証明書」が添付されていること、の2点を満足している場合は【ad】として「1時間=1cpd」が、どちらか一方でもかけている場合は【d】として「1時間=0.5cpd」の教育形態区分での単位取得が可能となっています。

CPD登録者の皆様には、事前に協議会のホームページの「プログラム情報検索画面」をチェックされ、多くの継続教育プログラムの中からご自分のニーズに合ったプログラムを取捨選択し、多忙の中で効率よく受講・研鑽されることを期待いたします。

(文責：継続教育部 花塚賀央)